

特定非営利活動法人日本健康太極拳協会定款

年 月 日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、特定非営利活動法人日本健康太極拳協会（英文名Japan Health Taijiquan Association）略称「JHTA」という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区神田錦町二丁目5番10号に置く。

2. 前項の他、理事会の決議を経て必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、楊名時八段錦・太極拳を、老若男女を問わず健康増進のために広く普及し、以って社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事 業)

第5条 本協会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 社会人一般に対する楊名時八段錦・太極拳の指導並びに研修に関する事業
- (2) 楊名時八段錦・太極拳普及のための機関誌『太極』の発行及びホームページの開設並びに、テレビ出演・講演会開催等に関する事業
- (3) 書籍及びビデオ等の普及・啓蒙事業
- (4) 楊名時太極拳記念会館並びに、道場運営に関する事業

- (5) その他、目的達成上必要な事業
- 2. 本協会は、次のその他の事業を行う。
 - (1) 貸室等の不動産賃貸及び教室等への貸付に関する事業
 - (2) 自動販売機事業
- 3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

- 第6条 本協会の会員は次の3種とし、正会員を以って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
- (1) 正会員 個人及び団体
 - (2) 準会員
 - (3) 名誉会員

(入 会)

- 第7条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 2. 理事長は、前項の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面を以って本人にその旨通知しなければならない。
 - 3. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾を以って会員となるものとする。

(会費の納入等)

- 第8条 正会員及び準会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。
- 2. 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

- 第9条 正会員及び準会員は、次の事由によって資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である法人が解散したとき
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員及び準会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出し、任意退会することが出来る。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て理事長が除名することができる。但し、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本協会の名誉を傷付け、又は目的に違反する行為があったとき

(2) 本協会の会員として、この定款等に違反したとき

(会費等の不返還)

第12条 既に納入した会費、その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び顧問

(役員及び顧問)

第13条 本協会に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上 15名以内

(うち、理事長1名・副理事長若干名・常務理事1名)

(2) 監事 1名以上 3名以内

2. 本協会に、顧問若干名を置く。

(選任及び委属)

第14条 理事及び監事は総会でこれを選任し、理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

2. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3. 法第20条各号いずれかに該当する者は、この法人の役員になる事ができない。

4. 監事は、理事又は本協会の職員を兼ねることができない。

5. 顧問は、理事長の委嘱によるものとする。

(理事の職務)

第15条 理事長は本協会を代表し、会務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、予め理事長が指名した順序でその職務を代行する。
3. 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の事務を処理する。
4. 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障の為、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき

き

(役員報酬)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するため要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第5章 会 議

(種 別)

第21条 本協会の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第22条 総会は正会員を以って構成する。

2. 理事会は理事を以って構成する。

(権 能)

第23条 総会は、この定款に別に規定するものの他、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) 役員を選任又は解任
 - (5) その他運営に関する重要事項
2. 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第16条第4号の規定に基づいて招集するとき。
3. 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。

(召 集)

第25条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が召集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 会議を招集する場合は、構成員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を以って、少なくとも開会の日7日以前に通知しなければならない。但し、理事長が緊急に理事会を開催する必要があるとみとめたときはこの限りではない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、理事長、もしくはその指名する正会員がこれを行う。

2. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 会議は、総会において正会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第28条 総会議事は、この定款に別に規定するものの他は、出席会員の過半数を以って決する。

2. 理事会の議事は、理事の過半数を以って決する。
3. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員及び理事は、予め通知された事項について書面を以って表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 全ての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本協会の資産は、次に掲げるものを以って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(区 分)

第32条 本協会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産管理)

第33条 本協会の資産は理事長が管理する。

(会計の原則)

第34条 本協会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(経費の支弁)

第35条 本協会の経費は資産を以って支弁する。

(会計区分)

第36条 本協会の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業計画・事業報告及び予算・決算)

第37条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事会の議決により定める。事業報告及び決算は、年度終了後3ヶ月以内に活動計算書・貸借対照表及び財産目録と共に監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

- 2. 前項の規定により編成した暫定予算は、理事会において承認を得なければならない。
- 3. 第1項の規定により、編成した暫定予算を執行した場合における収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(特別会計)

第39条 本協会は、必要があるときは理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会に出席した正会員の4分の3以上の同意を得、且つ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 本協会は、総会に出席した正会員の4分の3以上の同意を得、且つ所轄庁の認定を受けて解散することができる。

2. 解散に伴う残余財産は、類似の目的を持つ他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本協会の公告は、次の各号に係わるものは官報へ掲載にて行うものとし、その他の事項に係わるものは、本協会のウェブサイトへの掲載及びその他の相当な方法において行うものとする。

- (1) 解散した場合に本協会が債権者に対して行う公告
- (2) 清算人が本協会について破産手続き開始の申し立てを行った旨の公告

第9章 事務局

(事務局)

第44条 本協会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び職員を若干名置く。
3. 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

4. 事務局長は、理事を以って充てることが出来る。
5. 前各号に定めるものの他、事務局に関する事項は別に定める。

第10章 雑 則

(委 任)

第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

1. この定款は、本協会の成立の日から施行する。
2. 本協会の設立当初の役員は、別表のとおりとし、その任期は17条第1項の規定にかかわらず、本協会の成立の日から平成13年度通常総会開催日までとする。
3. 本協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
4. 本協会の設立当初の事業年度は、この定款の定めにかかわらず、本協会の成立の日から平成12年3月31日までとする。
5. 改 正 期 日
 - (1)平成12年 6月 8日
 - (2)平成13年 6月21日
 - (3)平成17年 6月 3日
 - (4)平成18年 6月23日
 - (5)平成24年 6月22日
 - (6)平成 年 月 日

別 表

設立当初の役員

役職名	氏 名
理事長	楊 進
副理事長	中 野 完 二
理事	渋谷 麻 紗
同	石 田 尚 身
同	清 水 徳 三
同	小 島 信
同	永 井 位 昇
同	角 谷 幸 雄
同	真 下 進
常務理事	竹 植 弘 次
監事	藤 井 博
同	楊 慧

特定非営利活動法人 日本健康太極拳協会会費規程

本協会は、定款第8条に基づき、会費規程を次のとおり定める。

(会 費)

第 1 条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。

ただし、入会后3年を経過し、満90歳に到達した会員(個人・夫婦会員・家族)については、次年度以降の年会費を無料とする。

- (1) 法人及び団体 30,000円
- (2) 個人 10,000円
- (3) 夫婦会員 15,000円
- (4) 同居家族の場合は、1名増加するごとに5,000円を加える。

第 2 条 準会員の会費(機関誌『太極』の年間購読料相当)は、5,000円とする。

(臨時会費)

第 3 条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(会費の納入)

第 4 条 会費の納入は年1回とし、毎年度4月末日までに前納しなければならない。

附 則

1. 本規程は、本協会の成立の日から施行する。

2. 改正期日

- (1) 平成13年4月1日
- (2) 平成19年5月6日